

毎週火、金曜日発行(但休日になるときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇条例 鳥取県税条例の一部改正

条 例

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十四年四月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第十七号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例(昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

- 第五十条第一項第二号を次のように改める。
- 二 その他の事業を行う法人

特別法人 所得のうち年五十万円以下の金額の百分の七

所得のうち年五十万円をこえる金額及び清算所得の百分の八

その他の法人 所得のうち年五十万円以下の金額の百分の七

所得のうち年五十万円をこえ百万円以下の金額の百分の八

所得のうち年百万円をこえ二百万円以下の金額の百分の十

所得のうち年二百万円をこえる金額及び清算所得の百分の十二

第五十条第二項中「(特別法人を除く。)」を削り、

「前項第二号の規定にかかわらず、」の下に「特別法人にあつては所得及び清算所得の百分の八とし、その他の法人にあつては」を加える。

第五十五条に次の一項を加える。

3 法第七十二条の三十三の二第四項の規定による通知

地方税法第七十二条の三十三の二の規定による通知書

第	号	所在地				
自昭和	年	月	日	法人名		
至昭和	年	月	日	代表者		
処	更	区	分	課税標準額	税額	摘要
		更正額				
理	正					
区	請求の理由がないと認める事由					
分						

第十五号様式の次に次の様式を加える。
第十五号の様式

地方税法第七十二条の三十三の二の規定に基づいてなされた更正の請求について上記のとおり処理したので、鳥取県税条例第五十五条第三項の規定により通知します。

昭和 年 月 日

鳥取県知事 氏 名 印

は、第十五号の様式の通知書による。
 第一百十條第一号中「百二十インチ」を「三、〇四八メートル」に改める。
 第一百九條第一項第一号中「面積千坪ごとに 年額三十円」を「面積百アールごとに 年額 九十円」に、「年額 六十円」を「年額 百八十円」に改め、同条同項第二号中「延長一町ごとに 年額 三十円」を「延長千メートルごとに 年額 二百七十円」に、「面積千坪ごとに 年額 三十円」を「面積百アールごとに 年額 九十円」に改め、同条第三項中「千坪」を「百アール」に、「一町」を「千メートル」に改める。
 第一百三十九條第六号及び第十二号中「電力」を「電氣」に改める。
 第四百十條中「軽油一キロリットルにつき、八千円」を「一キロリットルにつき、一万四百円」に改める。

附 則

- 1 (施行期日)
この条例は、公布の日から施行する。
- 2 (法人の事業税に関する規定の適用)
この条例による改正後の条例(以下「新条例」といふ。)第五十条第一項第二号の規定は、昭和三十四年四月一日の属する事業年度分及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する事業税(地方税法第七十二条の六の規定により清算所得に対する事業税を課されない法人以外の法人の清算中の事業年度に係る事業税及び残余財産の一部の分配により納付すべき事業税を含む。)から適用する。
- 3 (軽油引取税に関する規定の適用)
この条例の施行の際、特約業者若しくは元売業者以外の者が特約業者若しくは元売業者から又は特約業者が他の特約業者からすでに引取を行つた軽油について、この条例の施行後当該特約業者又は元売業者が引渡しを行うための貯藏場又は取扱所(以下「貯藏場等」と

いう。)からの移出(当該特約業者又は元売業者の管理する他の貯藏場等への移出及び特別徴収義務者以外の販売業者が引取を行つた軽油の特約業者又は元売業者以外の者が管理する貯藏場等からの当該販売業者への移出を除く。)を行つた場合においては、当該移出を新条例第三百三十六条に規定する特約業者又は元売業者からの軽油の引取とみなし、新条例の規定(第三百三十八条第二号の規定を除く。)を適用する。この場合における軽油引取税の税率は、新条例第四百十条の規定にかかわらず、一キロリットルにつき二千四百円とする。

4 この条例の施行の際、軽油引取税の特別徴収義務者以外の者が管理する貯藏場等にある特別徴収義務者以外の販売業者の所有する軽油の数量が県内において一キロリットル以上である場合においては、当該販売業者がこの条例の施行の日の特約業者若しくは元売業者から軽油の引取を行つたものとみなし、新条例の規定(第三百三十八条第三号の規定を除く。)を適用する。

- この場合における軽油引取税の税率は、新条例第四百十条の規定にかかわらず、一キロリットルにつき二千四百円とする。
- 5 前項の場合において、軽油引取税の徴収は、申告納付の方法によるものとし、当該販売業者は、この条例の施行の日から起算して十五日以内に課税標準量、税額その他必要事項を知事の定める申告書に記載して知事に提出し、及びその申告した税額を納付しなければならない。
- 6 第四項の販売業者は、政令(昭和三十四年政令第八十三号)の規定による徴収猶予の申請をする場合においては、知事の定める申請書をこの条例の施行の日から起算して十五日以内に知事に提出しなければならない。
- 7 (改正前の条例の規定に基いて課し、又は課すべきであった県税の取扱)
この条例による改正前の条例の規定に基いて課し、又は課すべきであった県税については、なお従前の例

による。